

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 三八五<sup>ペ</sup>

### 公 示

「岐阜情報スーパーハイウェイ」のネットワーク運用保守委託業務及び「岐阜情報スーパーハイウェイ」の伝送路運用保守委託業務に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課) 三八六  
(揖斐農林事務所) 三八六

土地改良区の定款の変更認可

## 告 示

岐阜県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千八百五十七号  
平成二十九年六月二十日

(火曜日)

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メ ートル)	延 長 員(メ ートル)	備 考
県道	美江寺線 西結線	瑞穂市牛牧字宮下一二六 一番一地从先から 同市同字同 一一八 四番二地先まで	前	二・五 二・三・六	六・一	
			後	三・〇 二・七・二	六・一	

公 示

「岐阜情報スーパーハイウェイ」のネットワーク運用保守委託業務及び「岐阜情報スーパーハイウェイ」の伝送路運用保守委託業務に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

「岐阜情報スーパーハイウェイ」のネットワーク運用保守委託業務及び「岐阜情報スーパーハイウェイ」の伝送路運用保守委託業務に関する仕様書案の作成が完了したため次のおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十九年六月二十日

岐阜県知事 古 田 謙

1 調達役務の名称及び数量

「岐阜情報スーパーハイウェイ」のネットワーク運用保守委託業務 一式  
「岐阜情報スーパーハイウェイ」の伝送路運用保守委託業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成29年7月10日(月)午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号  
岐阜県総務部情報企画課地域情報化係  
電話 058 272 1111 (内線2256)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成29年6月20日(火)から平成29年7月10日(月)までの毎日の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部署

2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:  
Information regarding:  
The Gifu Information Super Highway Network Operation and

Maintenance Service

The Gifu Information Super Highway Fiber-optic Cable Operation and

Maintenance Service

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 20 June 2017 through 10

July 2017 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the

materials for comment: 5:00 p.m., 10 July 2017

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00

p.m., 10 July 2017.)

(4) For further information, please contact:

Regional Informationization Section, Information Policy Planning Division,

Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext. 2256

十和田地区の定縁の整理期間

十和田地区 (昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定により、次の十和田地区の定縁の変更を認可したのび、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十日

岐阜県知事 古 田 謙

十 和 地 区 名	区 界	認可年月日
揖 斐 川 町 十 地 区	区 界	平成一九・六・七

平成二十九年六月二十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶらんとびあ十三 岐阜文芸社